

## 子育て世帯臨時特例給付金の申請はお済みですか

申請期限は、11月30日(月)までです。  
お早めに申請をお願いします。

- 支給対象者  
平成27年6月分の児童手当を受給される方  
※児童手当の所得制限を超える方は子育て世帯臨時特例給付金の対象とはなりません。
- 支給対象児童  
支給対象者の平成27年6月分の児童手当の対象となる児童
- 支給額  
対象児童1人につき3,000円
- 申請方法  
支給対象と思われる方には申請のご案内をお送りしています。  
※公務員の方のご案内は勤務先から配付されます。
- 申請・問い合わせ先  
子ども未来課 子育て支援係 TEL 72-3111(内線227)

## 嘱託保健師・看護師職員募集

- 受付期間 10月5日(月)～30日(金)  
8:30～17:15(土・日・祝日を除く)
- 採用期間 12月10日(木)～3月31日(木)(以後更新もあり)
- 採用人数 1名
- 資格・要件 保健師資格または看護師資格を有する、平成27年4月1日現在で65歳未満の方
- 勤務場所 上毛町役場
- 勤務時間 月～金曜日 8:30～17:15  
(都合により9:00～16:00可也)
- 休日 土・日曜、祝日及び任命権者の指定した日
- 賃金 月額200,000円  
(勤務時間9:00～16:00の場合、月額170,000円)
- 手当等 通勤手当
- 保険適用 社会保険、労災保険、雇用保険
- 申込方法 履歴書(写真貼付)を子ども未来課に提出してください。履歴書が提出された後、面接日は後日通知します。
- 問い合わせ先  
子ども未来課 町民健康係 TEL 72-3111(内線221)

## 行政相談週間

10月19日(月)から25日(日)は全国一斉の「行政相談週間」です。

行政相談とは、総務大臣から委嘱を受けた行政相談員が、行政全般についての苦情や要望・意見を受け付け、皆さんの声を行政の改善に役立てる制度です。相談は無料で秘密は堅く守られます。お気軽にご相談ください。

### ◎特設行政相談所の開設

- 日時 10月23日(金) 9:00～12:00
- 場所 上毛町役場2階第一会議室
- 行政相談員  
新吉富地区 矢野洋一さん(吉岡) TEL 72-2950  
大平地区 藤本久雄さん(西友枝) TEL 72-4702

- 問い合わせ先  
総務省九州行政評価局(行政相談課直通) TEL 092-431-7082

## 臨時福祉給付金の申請はお済みですか

申請期限は、11月30日(月)までです。  
お早めに申請をお願いします。

支給対象と思われる方には申請のご案内をお送りしています。  
※詳細は広報8月号をご覧ください。

- 申請・問い合わせ先  
長寿福祉課 福祉医療係 TEL 72-3111(内線168)

## 住民税の特別徴収の推進について

福岡県と県内全60市町村は、納税者の利便性向上や行政サービスに必要な財源の安定的確保を目的として、「個人住民税の特別徴収推進強化宣言」を採択しました。

平成29年度課税分から住民税の特別徴収を徹底するため、原則として全ての事業者の方に対して、特別徴収義務者の指定(特別徴収税額の通知)を一斉に実施します。

現在、特別徴収を行っていない事業者の方は、平成29年度までに特別徴収を開始いただけますようご準備をお願いします。

- 問い合わせ先  
税務課 税務係 TEL 72-3111(内線132)

## 農地の出し手、受け手を募集します

農地中間管理機構(公益財団法人 福岡県農業振興推進機構)を通じた、平成27年度第2回の農地の貸借に関する募集を次のとおり行います。

そろそろリタイアを考えられている方、農地を相続した自分では耕作されない方などはこの事業の利用をご検討ください。農地中間管理機構を通じて農地を貸し付けると、経営転換協力金の対象となる場合があります。

申し込み方法や協力金の交付要件など、詳しくは産業振興課までお尋ねください。

### ■平成27年度2回目の募集

内容	期日
農地の出し手の募集	随時※
農地の受け手の募集	10月1日(木)～11月2日(月)
機構を通じた農地の権利設定(出し手→機構、機構→受け手)	3月31日(木)または5月1日(日)または6月10日(金)

※平成27年度第2回の権利設定を希望する場合は11月2日締切

- 問い合わせ先  
産業振興課 農政係 TEL 72-3111(内線181)

## 不動産鑑定士による「不動産の無料相談会」のご案内

- 主催 公益社団法人福岡県不動産鑑定士協会
- 内容 土地の価格、賃貸借など、不動産に関することなら何でも相談に応じます。
- 日時 10月14日(水) 13:00～16:00  
相談時間は、1人につき30分です。
- 場所 げんきの杜 相談室
- 申込方法 当日の受付も可能ですが、なるべく事前の予約をお願いします。
- 申し込み・問い合わせ先  
税務課 TEL 72-3111(内線135)

# 11月末までに順次マイナンバー(個人番号)が通知されます



世帯主宛に簡易書留でマイナンバーが記載された「通知カード」が送付されます。

転送されませんので、今のお住まいと住民票の住所が異なる方は、お住まいの市区町村に住民票の異動をお願いします。

通知カードはあなたのマイナンバー(個人番号)を通知するものです。

今後の行政や勤務先での手続きで必要になりますので、必ず受け取って大切に保管してください。再発行の際は手数料が必要となります。

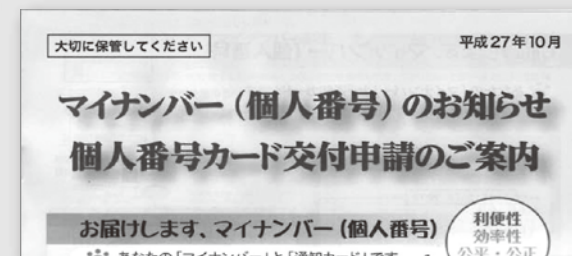
### マイナンバーに関する送付物一式(案)



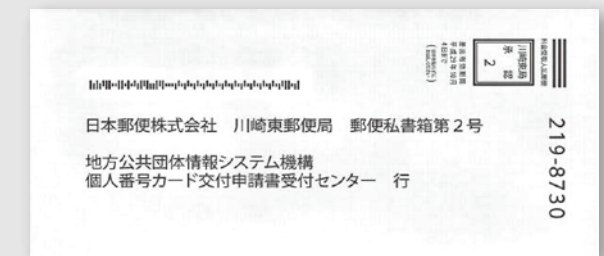
①宛名台紙(お問い合わせ先記載あり)



②通知カード  
+個人番号カード交付申請書兼電子証明発行申請書  
+音声コード台紙



③説明用パンフレット(8ページ3つ折り)



④個人番号カード申請書の返信封筒  
+個人番号カード交付申請書兼電子証明発行申請書  
+音声コード台紙

(おもて面)

平成28年1月からこれまでの住民基本台帳カードの機能を引き継いだ「個人番号カード」の交付が始まります。

申請書は同封されていますので、郵送申請またはスマートフォンなどからWEB申請を行ってください。なお、「個人番号カード」の交付時、「通知カード」及び「住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)」を返納していただきます。

### ※住民基本台帳カードをお持ちの方へ

「個人番号カード」交付開始後も有効期限内であれば、利用可能です。なお、「個人番号カード」の交付開始後は、更新及び新規発行ができませんので、「個人番号カード」を申請してください。※「住民基本台帳カード」の更新及び新規発行は、11月末までの受付となっています。

- 問い合わせ先  
マイナンバーコールセンター  
TEL 0570-20-0178(全国共通ナビダイヤル) 受付時間 9:30～17:30(土・日・祝日・年末年始を除く)  
※ナビダイヤルは通話料がかかります。 ※外国語対応(英語)は0570-20-0291におかけください。  
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/> [https://twitter.com/MyNumber\\_PR](https://twitter.com/MyNumber_PR)  
個人番号カード・通知カードコールセンター  
TEL 0570-78-3578(全国共通ナビダイヤル) 受付時間 8:30～20:00(土・日・祝日 9:30～17:30)  
※ナビダイヤルは通話料がかかります。